

対応の事例

① 図書などの購入の強要に対して

①同和を名乗る者から、図書、機関紙、あるいは物品等の購入の申入れを受けたがどうすればよいか。

購入するかしないかは、あなたの自由です。

購入意思がなければ、まず、あなたの方ではっきり「購入する意思はない」と断ってください。「予算がない」等の断り方は望ましくありません。個人での購入を強要されることもあります。

「結構です」「いいです」というような受諾・拒否どちらともとれるような対応は、相手に都合良く取られかねません。「購入しません」と、はっきりと拒否しましょう。

また、断る理由を言う必要はありません。理由を聞かれても「いりません」と対応しましょう。理由を言うと、その理由自体が議論やトラブルの対象となり、相手につけ込まれる隙を与えかねません。

根負けして購入してしまい、後日、別の図書の購入の強要があったとの報告もあります。

※ 最近は、「同和」ではなく「人権や他の人権問題」を名乗ることもあります。

②断っても電話で執拗に購入について要求してきたときは、どうすればよいか。

「購入する意思はない」とはっきり断っているわけですから、無視してもかまいません（売買契約の締結を断っている者に対し、再度の勧誘は禁止されています（「特定商取引に関する法律」第17条））。

しかし、あまりにも執拗に購入を迫られ限界と感じたら、「これ以上要求するのであれば、法務局や警察に相談する」旨回答してください。

③相手方が、「同和問題に関する図書を持っていない」「社員に対する同和教育がなっていない」等、「同和に対する差別である」と、「差別」を口実にして言いがかりをつけてきた場合はどうすればよいか。

相手方は、最初はソフトに「同和問題解決のため」この図書を購入してほしいと勧誘してくるが、こちらに購入の気持ちがないと分かると上記の発言がなされる場合が多数あります。この場合、公的機関である「法務局」に指導を受ける旨回答し、速やかに指導を受けてください。

② 下請けへの参加の強要に対して

同和関係者と名乗る者から、同和問題解決のために下請けへの参加を強要されたが、どう対応すればよいか。

同和問題解決を名目とした下請けへの参加の強要も、えせ同和行為であると考えられます。「要請を受ける」「受けない」についても自由意思ですが、寄附金（賛助金）の強要と同じく「一度応じると再三要求を受ける可能性がある」こと、「要請を受けることで相手方のえせ同和行為に加担することになる」こと、を考えて慎重に対応してください。

③ 寄附金・賛助金の強要に対して

同和関係者と名乗る者から、同和問題解決のために寄附金（賛助金）を要求されたが、どう対応したらよいか。

高額図書購入の強要だけではなく、同和問題解決を名目とした寄附金（賛助金）の強要も、えせ同和行為でよく使われる手口です。「寄附する」「しない」についても自由意思ですが、「一度応じると再三要求を受ける可能性がある」こと、「寄附することで相手方のえせ同和行為に加担することになる」こと、を考えて慎重に対応してください。

④ 研修会への参加の強要に対して

団体主催の研修会に参加するよう要求され、断ったところ、団体役員を社員研修に講師として招くよう強要されているが、どう対応したらよいか。

日ごろから同和問題を含む人権問題に対する理解を深めるため、積極的に社内研修を開催したり、社外の研修会等に参加することは大切ですが、特定の研修会への参加や「何人参加しろ」というような一方的な研修会への参加強要に対して従う義務はありません。また、講師の派遣を他から強要される義務もありません。

内容をよく検討の上、企業等で必要性を認めないのであれば断るべきです。

⑤ 代理人と称して介入してきた

ある件で当方が加害者となってしまう、同和を名乗る者が被害者の代理人であるとして高額な要求をしてきたが、どう対応したらよいか。

第三者が代理人として対応してきた場合には、被害者からの委任状の提示を求めて代理権限の有無を確認しましょう。委任状の提示がない場合、適正な代理人と確認できないのですから、その者と交渉する必要はありません。交渉を断りましょう。仮に、同和を名乗る者が正式な代理人であっても、通常どおりの対応をしましょう。

また、交渉に臨む姿勢や要求金額等があまりにも不当であれば、交渉を継続しても正しい結論を見いだすことは困難ですから、できるだけ初期の段階で交渉は打ち切り弁護士に相談しましょう。

⑥ 職務上のミス突かれて

社員の職務上のミス突かれて、不当な要求を受けています。こちらも落ち度があるので、なかなか断れません。

弱みを追求された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続きによるべきです。

「言われる内容について調査します」と答え、ミスが事実である場合には、「その件については、法令等に基づき適正に対処させていただきます」と伝えましょう。

ミスを口実にする相手の違法・不当な要求は、「ご指摘の件と要求とは別の問題であり、要求には応じることはできません」と断固として拒否しましょう。

※その他の事例について、ホームページで詳しく解説しています。

岐阜県 人権

検索